

環状七号線地下広域調節池の認可変更について（事業期間延伸）

東京都では、神田川流域、石神井川流域、白子川流域において、年超過確率 20 分の 1 規模の降雨に対応するため、都市計画事業の認可を取得して、環状七号線地下広域調節池の整備を実施していますが、掘進工事の遅れなどに伴い、事業期間を延伸することとしました。

このたび、都市計画法第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更が認可されましたのでお知らせします。

告 示 番 号：関東地方整備局告示第 213 号

告示年月日：令和 7 年 10 月 24 日

1 事業の概要

環状七号線地下広域調節池は、すでに整備されている白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節池を連結した、総延長 13.1km のトンネル式の調節池です。

整備が完了すると、既設の神田川・環状七号線調節池（貯留量 540,000 m³）と、白子川地下調節池（貯留量 212,000 m³）とあわせて、合計約 143 万 m³の貯留量を確保することができます。

2 事業位置

河 川 名	事 業 区 間	延 長
神田川	中野区野方五丁目 ～ 練馬区貫井二丁目	約 4, 6 0 0 m
石神井川	練馬区高松三丁目 ～ 練馬区貫井二丁目	約 9 0 0 m

3 事業期間（変更）

当初：平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

変更：平成 28 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

<位置図>



<断面図>

